

岡山県指定自立支援医療機関(精神通院医療)指導等実施要領

第1 趣 旨

この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 63 条及び第 66 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)(以下「自立支援医療機関」という。)に対して行う指導及び自己点検(以下「指導等」という。)について、基本的事項を定めるものとする。

第2 目 的

指導等は、自立支援医療機関又は自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者に対し、「指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程」(平成 18 年 2 月 28 日付け厚生労働省告示第 66 号)その他の関係規程に定める自立支援医療の取扱及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを目的とする。

第3 対象機関

全ての自立支援医療機関を対象とする。

第4 実施方法等

1 自己点検

次のとおり自己点検を実施する。

(1) 自己点検の実施方法

全ての自立支援医療機関は、指定更新時に、別紙様式 1 「指定自立支援医療機関(精神通院医療)に係る自己点検表」(以下「自己点検表」という。)により、自己点検を実施するものとする。

(2) 自己点検結果(自己点検表)の提出

自立支援医療機関は、指定更新時に、自己点検表を県に提出するものとする。

2 実地指導

提出された自己点検表の内容を確認し、必要に応じて実地指導を行う。なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。